

公共事業環境配慮アドバイザーの登録及び派遣に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮指針（以下「指針」という。）に基づき、国、県及び市町村等による環境に配慮した公共事業の実施を支援するため、必要な助言を行う公共事業環境配慮アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の登録及び派遣について、必要な事項を定めるものとする。

(役割)

第2条 アドバイザーは、国、県及び市町村等が実施する公共事業について、指針に基づき自然環境への配慮に関する助言を行うものとする。この場合において、助言を行った公共事業に関する責任は、当該事業の実施者が負うものとする。

(登録)

- 第3条 知事は、希少種保護等の自然環境への配慮に関して、知識及び経験を有する者又は団体を、本人又は団体の承諾を得て、アドバイザーとして登録する。
- 2 知事は、登録を行おうとする場合は、登録依頼書（別記第1号様式）により依頼し、登録承諾書（別記第2号様式）により承諾を得るものとする。
 - 3 知事は、第1項の登録をした者に、登録通知書（別記第3号様式）により通知する。
 - 4 アドバイザーの登録期間は、2年以内とする。ただし、再登録をすることができる。

(登録の辞退)

第4条 アドバイザーが、登録を辞退したい場合は、知事に公共事業環境配慮アドバイザー登録辞退申出書（別記第4号様式）を提出するものとする。この場合において、知事は登録を抹消するものとする。

(登録の取消)

第5条 知事は、登録承諾書の内容に虚偽の記載があった場合又はアドバイザーとしてふさわしくない行為があったと認められる場合は、アドバイザーの登録を取り消すことができる。

(派遣の申請及び決定)

第6条 派遣の申請を行おうとする公共事業の実施者は、原則として派遣を希望する日の30日前までに、公共事業環境配慮アドバイザー派遣申請書（別記第5号様式）を知事に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合等は、この限りではない。

2 知事は、前項の申請を受けて、アドバイザーの派遣を決定したときは、申請者に公共事業環境配慮アドバイザー派遣決定書（別記第6号様式）により通知する。ただし、知事が派遣の必要がないと判断したとき又はアドバイザーを派遣することができないやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（結果の報告）

第7条 アドバイザーの派遣を受けた公共事業の実施者は、アドバイザーの助言を公共事業環境配慮アドバイザー派遣実績書（別記第7号様式）にとりまとめ、アドバイザーの確認を得た後、速やかに知事に提出するものとする。

（謝金及び旅費）

第8条 アドバイザー派遣に係る謝金及び旅費については、アドバイザーの派遣を受けた公共事業の実施者が負担することとし、金額、支払方法等については、当該実施者とアドバイザーが協議の上、決定するものとする。

（守秘義務）

第9条 アドバイザーは、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。アドバイザーの登録期間が終了した後も同様とする。

（事務）

第10条 この要領の実施に関し必要な事務は、環境林務部自然保護課奄美世界自然遺産登録推進室において行う。

（その他）

第11条 この要領で定めるもののほか、アドバイザーの登録及び派遣に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年2月3日から施行する。

別記
第1号様式

令和 年 月 日

様

鹿児島県知事

登録依頼書

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、県では、「奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮指針」に基づき、国、県及び市町村等による環境に配慮した公共事業の実施を支援するため、希少種保護等の自然環境への配慮に関する知識及び経験を有する皆様に、公共事業環境配慮アドバイザーとして、現地等において適切な助言等をお願いしたいと考えております。

つきましては、貴殿に公共事業環境配慮アドバイザーをお引受けいただきたいと考えておりますので、御承諾くださるようお願いいたします。

また、御承諾いただけましたら、登録承諾書を令和 年 月 日（ ）までに御返送ください。

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所
氏名 印

登録承諾書

公共事業環境配慮アドバイザーの登録及び派遣に関する要領に基づき、下記のとおり登録されることを承諾します。

記

フリガナ 氏 名		年齢	
住 所			
連 絡 先	電話番号		
	携帯番号		
	FAX 番号		
	E-mail		
専門分野	① 植物 ②動物(陸域) ③動物(海岸・海域) ④その他 ()		

- 注1 専門分野については、該当する分野に○をつけてください。(複数記入可)
- 2 登録者が団体の場合は、氏名欄に団体名及び代表者名を記入し、登録名簿を添付して提出してください。
- 3 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

登録通知書

(氏名)

公共事業環境配慮アドバイザーとして登録する。

登録の期間は令和 年 月 日までとする。

令和 年 月 日

鹿児島県知事

第4号様式

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所
氏名

公共事業環境配慮アドバイザー登録辞退申出書

私は、公共事業環境配慮アドバイザーの登録を辞退したいので申し出ます。

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者

公共事業環境配慮アドバイザー派遣申請書

下記について、助言を受けたいので、アドバイザーの派遣を申請します。

記

1 事業名	
2 事業箇所	
3 事業概要	
4 派遣希望時期	
5 派遣希望分野	①植物 ②動物(陸域) ③動物(海岸・海域) ④その他 ()
6 連絡先・担当者名	

注1 申請の際は、位置図を添付してください。

2 事業概要には、事業内容、事業規模等を記載してください。

殿

鹿児島県知事

公共事業環境配慮アドバイザー派遣決定書

令和 年 月 日で申請のあった公共事業環境配慮アドバイザーの派遣については、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 アドバイザー 氏名・連絡先	
2 派遣日時	
3 事業名	
4 事業箇所	

鹿児島県知事 殿

申請者

公共事業環境配慮アドバイザー派遣実績書

令和 年 月 日に派遣を受けた公共事業環境配慮アドバイザーの助言の内容をとりまとめましたので、報告します。

記

1 事業名	
2 事業箇所	
3 実施日	
4 助言の内容	
5 連絡先・担当者名	

アドバイザー確認

上記内容を確認しました。

氏名

印

氏名

印

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができます。